

## 「アジアの最低賃金動向(2013年11月)」

三菱東京UFJ銀行  
国際業務部

インドネシア、ベトナムの2014年1月からの法定最低賃金が発表されました。この情報をアップデートし、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、中国の月額法定最低賃金の動向をまとめました。

## 【アジア諸国の月額法定最低賃金】

インドネシア	実額(ルピア)				前年比上昇率(%)		米ドル換算(US\$)			前年比上昇率(%)	
	2011年	2012年	2013年	2014年	2013年	2014年	2012年	2013年	2014年	2013年	2014年
ジャカルタ特別区	1,290,000	1,529,150	2,200,000	2,441,301	43.9	11.0	163	216	214	32.8	-1.0
ブカシ県	1,286,421	1,491,000	2,002,000	2,447,445	34.3	22.3	159	197	215	24.0	9.1
スラバヤ市	1,115,000	1,257,000	1,740,000	2,200,000	38.4	26.4	134	171	193	27.8	12.8
スマラン市	961,323	991,500	1,209,100	1,423,500	21.9	17.7	106	119	125	12.6	5.0
パタム市	1,180,000	1,402,000	2,040,000	-	45.5	-	149	201	-	34.3	-

  

タイ	実額(バーツ)				前年比上昇率(%)		米ドル換算(US\$)			前年比上昇率(%)	
	2011年	2012年	2013年	2014年	2013年	2014年	2012年	2013年	2014年	2013年	2014年
バンコク	6,450	9,000	9,000	9,000	0.0	0.0	288	295	288	2.5	-2.6

  

ベトナム	実額(ドン)				前年比上昇率(%)		米ドル換算(US\$)			前年比上昇率(%)	
	2011年	2012年	2013年	2014年	2013年	2014年	2012年	2013年	2014年	2013年	2014年
エリア1: ハノイ、ホーチミンの都市部	1,550,000	2,000,000	2,350,000	2,700,000	17.5	14.9	96	112	127	16.7	13.2
エリア2: ハノイ、ホーチミンの都市部の外側	1,350,000	1,780,000	2,100,000	2,400,000	18.0	14.3	85	100	113	17.2	12.6
エリア3:	1,170,000	1,550,000	1,800,000	2,100,000	16.1	16.7	74	86	98	15.3	14.9

  

フィリピン	実額(ペソ)				前年比上昇率(%)		米ドル換算(US\$)			前年比上昇率(%)	
	2011年	2012年	2013年	2014年	2013年	2014年	2012年	2013年	2014年	2013年	2014年
マニラ首都圏	10,650	11,400	11,650	-	5.0	-	270	276	-	2.2	-

  

マレーシア	実額(リンギット)				前年比上昇率(%)		米ドル換算(US\$)			前年比上昇率(%)	
	2011年	2012年	2013年	2014年	2013年	2014年	2012年	2013年	2014年	2013年	2014年
マレー半島	-	-	900	900	-	0.0	-	-	286	-	-
サバ州、サラワク州	-	-	800	800	-	0.0	-	-	254	-	-

  

中国	実額(人民元)				前年比上昇率(%)		米ドル換算(US\$)			前年比上昇率(%)	
	2011年	2012年	2013年	2014年	2013年	2014年	2012年	2013年	2014年	2013年	2014年
上海(市内)	1,280	1,450	1,620	-	11.7	-	230	261	-	13.5	-
深セン	1,320	1,500	1,600	-	20.0	-	238	258	-	8.4	-

(出所)各種資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

為替レートは1米ドル当たり、2012年9,390ルピア、31.1バーツ、20,872ドン、42.2ペソ、6.31元、  
2013年10,170ルピア、30.5バーツ、21,013ドン、3.14リンギット、42.2ペソ、6.21元、

2014年11,400ルピア、31.3バーツ、21,333ドン、3.15リンギット、42.5ペソ、5.93元で計算。

上昇率は年率換算して算出。バンコクは、日額(300バーツ)の30倍で月額に換算。

ベトナムのエリアの範囲は2009年1月、2011年1月、2011年10月に見直されている。

フィリピンは、首都圏一般企業の数字。生活手当(COLA)含む。日額466ペソを月25日稼働と考えて月額に換算。上昇率は年率換算。

上海の最低賃金は2010年4月1,120元、2011年4月1,280元、2012年4月1,450元、2013年4月1,620元に引き上げられている。

深センの最低賃金は2011年4月1,320元、2012年2月1,500元、2013年3月1,600元に引き上げられている。

## 国別の動向

### 1. インドネシア

ジャカルタ特別区は、2013年は43.9%の大幅な引き上げであった。2014年1月からの新最低賃金は前年比11%増と2桁増ではあるが、伸び率は前年から大幅に低下している。また、インドネシア・ルピア安が進んでおり、米ドル建ての金額は、前年で横ばいになっている。一方、プカシ県、スラバヤ市はルピア建てで20%以上の賃上げとなった。

### 2. タイ

2012年4月にバンコクとその周辺で最低賃金が日額300バーツに39.5%引き上げられている。2013年の当該エリアの最低賃金は、前年と同額で引き上げられていない。

### 3. ベトナム

2014年1月の前年比の引き上げ率は、エリア1から3については、前年比14.3%から16.7%増と2桁の伸び。但し、昨年(16.1%から18.0%)より低くなっている。

### 4. フィリピン

マニラ首都圏の一般企業の最低賃金は、2013年10月4日に日額466ペソに引き上げられている。

### 5. マレーシア

2013年1月から法定最低賃金制度が導入された。マレー半島が月額900リンギット、サバ州、サラワク州が月額800リンギット。2年毎に見直される。

### 6. 中国

上海、深センでは、2013年にそれぞれ1,620元、1,600元に最低賃金が引き上げられ、全国でも最高水準となっている。

本レポートに関するお問い合わせ先  
国際業務部 北村広明

E-mail: hiroaki\_2\_kitamura@mufg.jp

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。